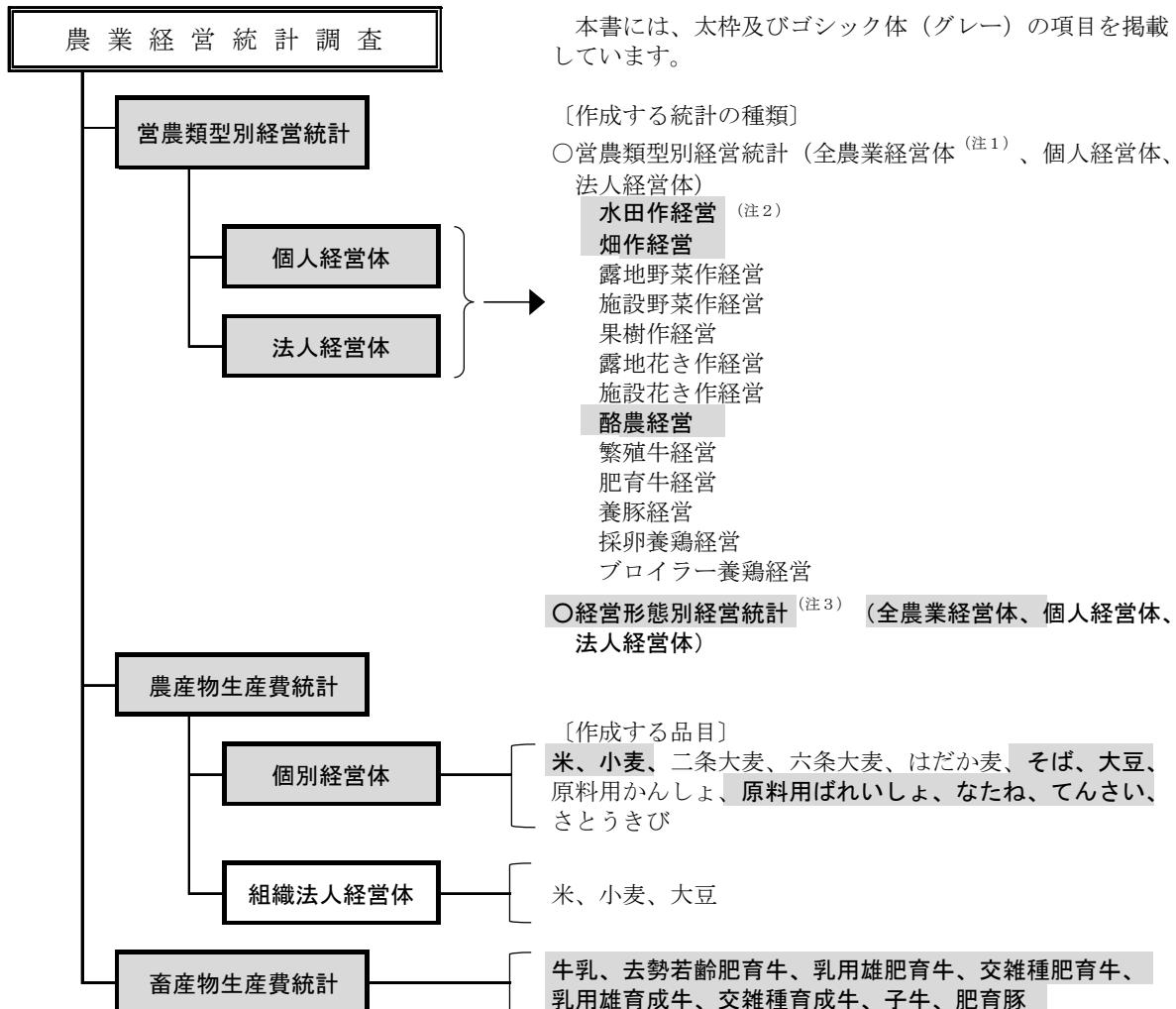


# V 農業経営の部

この部には、「農業経営統計調査」のうち「経営形態別経営統計」及び「営農類型別経営統計」の水田作経営、畑作経営、酪農経営の3分野、並びに「農畜産物生産費統計」の結果を収録しました。

## 1 調査の体系



注：1 全農業経営体とは、個人経営体と法人経営体を合わせて集計したものです。

2 水田作経営は、「水田作経営うち稲作单一」（稲作の販売収入が農産物販売収入の80%以上を占める農業経営体）を併せて掲載しています。

3 経営形態別経営統計は、13の営農類型にこれら営農類型に属さないその他経営を加えて集計したものです。

## 2 経営形態別経営統計及び営農類型別経営統計の利用上の注意

本書には、令和2年及び令和元年の調査結果の確定値を掲載しています。

令和3年7月発刊の「令和元年～2年北海道農林水産統計年報」に掲載した数値は概数値であるため、令和元年の調査結果については本書の数値を利用してください。

また、令和元年調査から調査対象区分の見直し等を行っていることから、平成30年以前の調査結果との時系列比較はできないので、利用にあたっては注意してください。

### 3 調査期間

統計の種類		調査期間
営農類型別経営統計	個人経営体	1) 令和2年1月～令和2年12月
	法人経営体	2) 令和2年4月から令和3年3月までの間に迎えた決算期の終了月前1年間
農産物生産費統計	米、原料用ばれいしょ、てんさい、大豆、そば	令和2年1月～令和2年12月
	小麦、なたね	令和元年9月～令和2年8月
畜産物生産費統計	牛乳、去勢若齢肥育牛、乳用雄肥育牛、交雑種肥育牛、乳用雄育成牛、交雑種育成牛、子牛、肥育豚	令和2年1月～令和2年12月

注：1)の令和元年の調査結果は、令和元年1月～令和元年12月。

2)の令和元年の調査結果は、令和元年4月から令和2年3月までの間に迎えた決算期の終了月前1年間。

### 4 用語の解説等

#### (1) 経営形態別経営統計及び営農類型別経営統計

ア 「農業経営体」とは、農産物の生産を行うか又は委託を受けて農作業を行い、生産又は作業に係る面積や頭数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいいます。

(ア) 経営耕地面積が30a以上の規模の農業

(イ) 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭数又はその出荷羽数、その他の事業の規模が次に示す農業経営体の外形基準（面積、頭数等の物的指標をいいう。）以上の農業

①露地野菜作付面積	15 a
②施設野菜栽培面積	350 m <sup>2</sup>
③果樹栽培面積	10 a
④露地花き栽培面積	10 a
⑤施設花き栽培面積	250 m <sup>2</sup>
⑥搾乳牛飼養頭数	1 頭
⑦肥育牛飼養頭数	1 頭
⑧豚飼養頭数	15 頭
⑨採卵鶏飼養羽数	150 羽
⑩ブロイラー一年間出荷羽数	1,000 羽
⑪その他	調査期間の開始日前1年間における農業生産物の総販売額が50万円に相当する事業の規模

イ 「個人経営体」とは、世帯による農業経営を行う農業経営体のうち、法人格を有しない経営体をいいます。

ウ 「法人経営体」とは、法人格を有する農業経営体をいい、具体的には会社法（平成17年法律第86号）に基づく株式会社、合名・合資会社及び合同会社並びに農業協同組合法（平成22年法律第132号）に基づく農事組合法人等が該当します。

エ 「主業経営体」とは、農業所得が主（農業所得が事業収入の50%以上）で、自営農業（ゆい・手伝い・手間替出・共同作業出を含む。）に60日以上従事している65歳未満の者がいる個人経営体をいいます。

オ 「事業収入」とは、1年間事業を行ったことにより得られた総収益額（売上高）をいい、農業収入、農業生産関連事業（農産加工、農家民宿、農家レストラン、観光農園、市民農園等）収入及び農外事業（林業、漁業、商工業等）収入の合計です。

カ 「事業支出」とは、事業収入を得るために、直接的に要した費用（売上原価）及び間接的に関係する事務、営業活動等に要した費用（販売費及び一般管理費）の合計をいい、農業支出、農業生産関連事業支出

及び農外事業支出の合計です。

- キ 「営業利益」とは、事業収入から事業支出を控除した金額です。
- ク 「付加価値額」とは、生産活動により新たに生み出された価値を金額で表したものです。
- ケ 「労働生産性」とは、従事者1人当たりが生み出す成果（付加価値額）を示す指標をいいます。
- コ 「農業粗収益」とは、1年間の農業経営によって得られた総収益額をいい、農業現金収入（農産物の販売収入）、現物外部取引価額（現物労賃及び物々交換によって支払手段とした農産物等の評価額）、農業生産関連事業消費額、農業生産現物家計消費額（家計消費に仕向けられた自家生産農産物の評価額）、調査期末の未処分農産物の在庫価額、共済・補助金等受取金等の合計額から、調査期首の未処分農産物の在庫価額を控除した金額です。
- サ 「農作業受託収入」とは、所有する農機具等を使用して、他の農業経営体の農作業を請け負って得られた収入をいいます。なお、手作業や委託者が保有する農機具等を使用した場合の収入は含みません。
- シ 「共済・補助金等受取金」とは、各種農業共済や農業に関する制度受取金等を合計したものをいいます。
- ス 「農業経営費」とは、農業粗収益を得るために要した資材や料金の一切をいい、次に掲げる項目に分類しています。
- (ア) 「租税公課」は、農業生産に係る固定資産税、自動車税、印紙税、支払消費税等のほか組合・部会費等が該当します。
- (イ) 「種苗費」は、種もみ、種いも、その他農産物の種子、苗類等の購入費用が該当します。
- (ウ) 「もと畜費」は、肥育・育成用のもと畜、雛等の購入費、種付料金等のほか、買付けに要した費用（運賃、手数料、輸送保険料等）が該当します。
- (エ) 「肥料費」は、硫安、石灰窒素等の化学肥料、尿素、大豆かす等の有機肥料、土壤改良材等が該当します。
- (オ) 「飼料費」は、配合飼料、牧草のほか、給餌目的のえん麦、わら、カルシウム等が該当します。
- (カ) 「農薬衛生費」は、農場への農業薬剤の散布、家畜に投与する薬剤のほか、共同防除費も該当します。
- (キ) 「諸材料費」は、被覆用ビニール、鉢、なわ、釘、針金等の購入費用が該当します。
- (ク) 「動力光熱費」は、農業生産に係る電気、ガス、水道等の料金、ガソリン、軽油、灯油等の燃料費が該当します。
- (ケ) 「農具費」は、取得価額が10万円未満又は耐用年数が1年未満の農具の購入費用が該当します。
- (コ) 「荷造運賃手数料」は、農産物の出荷・販売の際の包装に要する資材等の購入費用、市場等への出荷運賃や出荷（荷受）機関に支払う手数料が該当します。
- (サ) 「修繕費」は、農業生産用の固定資産の修理に要した費用が該当します。
- (シ) 「減価償却費」は、農業生産用の固定資産の減価償却費が該当します。
- (ス) 「雇人費」は、従業員（常雇、臨時雇）及び農業に従事した有給役員に対する給料、賞与、福利厚生費をいいます。ただし、個人経営における農業専従者に対する給与は含みません。
- (セ) 「利子割引料」は、借入金の利息や受取手形の割引料が該当します。
- (リ) 「地代・賃借料」は、農地・農業用施設の地代、農業用建物の家賃、農機具等の賃借料、農協の共同施設利用料、農作業の委託料等が該当します。
- セ 「付加価値率（農業）」とは、農業粗収益のうち、どれだけが農業生産によって新たに付加価値額として生み出されたものであるかを示す指標をいいます。
- ソ 「自営農業労働時間」とは、農業及び農作業受託に関わる労働時間をいいます。
- タ 「営農類型」とは、農業経営体の作物別の販売収入を「水田作」、「畑作」、「野菜作」、「果樹作」、「花き作」、「酪農」、「肉用牛」、「養豚」、「採卵養鶏」、「ブロイラー養鶏」及びこれらのいずれにも属さない「その他」に区分し、最も収入が大きい区分に分類した農業経営体の経営をいいます。
- ただし、野菜作経営はさらに露地野菜作経営及び施設野菜作経営に、花き作経営は露地花き作経営及び施設花き作経営に、肉用牛経営は繁殖牛経営及び肥育牛経営に細分しています。

## (2) 農畜産物生産費統計

- ア 「物財費」とは、調査品目を生産するために消費した流動財費（肥料費、飼料費、光熱動力費等）と固定財（建物、自動車、農機具、生産管理機器等の償却資産）の減価償却額の合計をいいます。例えば、調査期間中に購入した流動財であっても、当年（産）の調査品目の生産に消費していないのであれば、計上の対象外になります。

なお、流動財費は、購入したものについては支払い額、自給したものについてはその評価額により算出します。

イ 建物、自動車、農機具、生産管理機器のうち取得価額が10万円以上のものを償却資産として取り扱い、次により計算したものを「償却費」として計上しました。

1か年の減価償却額＝（取得価額－1円（備忘価額））×耐用年数に応じた償却率

耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）に準じ、税制改正を踏まえた法定耐用年数によります。ただし、10万円以上20万円未満の資産については3年間で均一に償却しました。

また、償却資産の更新、廃棄等に伴う処分差損益は、調査作物の負担分を償却費に計上しました。

ウ 「労働費」とは、調査品目の生産のために投下された家族労働の評価額と雇用労働に対する支払額を合計したものです。

家族労働の評価額は、「毎月勤労統計調査」（厚生労働省）の都道府県別データのうち、「建設業」、「製造業」及び「運輸業、郵便業」に属する5～29人規模の事業所における賃金データ（都道府県単位）を基に算出した単価に、家族労働時間を乗じて算出したものです。

エ 「費用合計」とは、調査品目を生産するために消費した物財費と労働費を合計したものです。

オ 「副産物価額」とは、主産物（生産費集計対象）の生産過程で主産物と必然的に結合して生産される生産物を市価で評価したものです。

生産費においては、主産物生産に要した費用のみとするため、副産物を費用合計から差し引くこととしています。

カ 「自作地地代」とは、その地域の類地（調査対象作物の作付地と地力等が類似している作付地）の小作料で評価したものです。

キ 「自己資本利子」とは、総資本額から借入資本額を差し引いた自己資本額に年利率4%を乗じて算出したものです。

ケ 生産物である牛乳、子牛の生産手段としての搾乳牛、繁殖雌牛の取得に要した費用について減価償却計算を行い、牛乳生産費統計では「乳牛償却費」、子牛生産費統計では「繁殖雌牛償却費」として計上しました。

また、搾乳牛及び繁殖雌牛の廃用に伴う処分差損益は、乳牛償却費又は繁殖雌牛償却費に計上しました。

## 5 分析指標等の計算方法

### (1) 経営形態別経営統計及び営農類型別経営統計

ア 営業利益（円）＝事業収入－事業支出

イ 付加価値額（事業）（円）＝（事業収入＋制度受取金）－（事業支出－（農業の雇人費＋農業の地代・賃借料＋農業の利子割引料＋農業生産関連事業の雇人費））

ウ 労働生産性（事業）（円）＝付加価値額（事業）÷事業従事者数

エ 農業所得（円）＝農業粗収益－農業経営費

オ 付加価値額（農業）（円）＝農業粗収益－（農業経営費－（雇人費＋地代・賃借料＋利子割引料））

カ 付加価値率（農業）（%）＝付加価値額（農業）÷農業粗収益×100

キ 労働生産性（農業）（円）＝付加価値額（農業）÷農業従事者数

### (2) 農畜産物生産費統計

ア 全算入生産費（円）＝生産費（副産物価額差引）＋支払利子＋支払地代＋自己資本利子＋自作地地代

イ 粗収益（円）＝主産物価額＋副産物価額

ウ 所得（円）＝粗収益－（生産費総額－（家族労働費＋自己資本利子＋自作地地代））

ただし、生産費総額＝費用合計＋支払利子＋支払地代＋自己資本利子＋自作地地代

エ 1日当たり所得（円）＝所得÷家族労働時間×8時間（1日換算）

オ 家族労働報酬（円）＝粗収益－（生産費総額－家族労働費）

カ 1日当たり家族労働報酬（円）＝家族労働報酬÷家族労働時間×8時間（1日換算）

キ 乳脂肪分3.5%換算乳量（kg）＝実搾乳量×乳脂肪分÷0.035

ク 100kg当たり乳価（円）＝生乳価額÷乳脂肪分3.5%換算乳量×100

ケ 乳飼比（%）＝購入飼料費（この統計表では未掲載）÷生乳価額×100